主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人富山薫の上告趣意は事実誤認、並びに原審で主張も判断もない単なる訴訟 法違反(所論調書が不当に永く勾留された後の自供調書である点はこれを認むべき 証拠がないし、また、仮りに所論解散が無効であるとしても、本件選挙がそれ自体 非合法な無効な選挙であるといえないこと多言を要しない。)の主張であつて、刑 訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべき ものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年三月二五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	真	野		毅
裁判官	岩	松	=	郎